

岸和田市きれいなまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、協働によるきれいなまちづくりの推進に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、ごみの散乱、落書き及び愛玩動物のふんの放置行為を防止するために必要な事項を定め、もって快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人(以下「市民」という。)及び市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 空き缶、空き箱等の容器、たばこの吸い殻、紙くず等をいう。
- (4) 回収設備 空き缶等を回収する設備をいう。
- (5) 印刷物等 ビラ、ちらし、パンフレットその他これらに類する印刷物をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公用又は公共の用に供する土地、建物又は工作物をいう。
- (7) 落書き行為 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物又は工作物に、所有者、占有者若しくは管理者の意思に反して文字を書き、又は図形若しくは模様を描くことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者との協働並びに関係機関との連携を図るとともに、必要な体制の整備を行わなければならない。

3 市は、岸和田市自治基本条例(平成16年条例第16号)第15条に規定する地区市民協議会、町会、自治会その他地域の住民による地域の環境美化を推進するため自主的な活動を行う団体が清掃活動、美化啓発活動を行う場合において、当該活動に要する用具の提供等必要な支援を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外において自ら生じさせた空き缶等及び受け取った印刷物等を持ち帰り、又は回収設備に収納しなければならない。

2 市民は、その住み、働き、又は学ぶ地域における清掃活動等清潔を保持するための活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、事業所及び事業活動を行う場所並びにその周辺を清掃し、清潔を保持するため必要な措置を講じなければならない。

2 ごみの散乱の原因となるおそれのある物を製造、加工、販売をする事業者は、その散乱の防止について、市民等に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

3 飲料若しくは食料又はたばこを販売(自動販売機による販売を含む。)する事業者は、その販売する場所において、空き缶等の散乱の防止について、回収設備を設ける等必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(公共の場所におけるごみ等の回収)

第6条 公共の場所において、祭礼、露店、大会その他多数の者が集会する行事を主催する者は、当該行事の実施によりごみが生ずるおそれのある場合は、所定のごみの回収設備を設置し、ごみの散乱の防止に努めるとともに、ごみが散乱しているときは、その場所を清掃するよう努めなければならない。

2 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

(空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、空き缶等、印刷物等その他不要となった物をみだりに捨ててはならない。

(落書き行為の禁止)

第8条 何人も、落書き行為をしてはならない。

(愛玩動物のふんの回収)

第9条 犬、猫等愛玩動物の飼い主又は管理者は、屋外において愛玩動物を運動させ、又は移動させるときは、当該愛玩動物が排泄したふんを回収し、適正に処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、公共の場所において第7条、第8条又は前条の規定に違反した者(事業者の使用人その他事業者の業務に従事する者が、その事業者の業務に関し、第7条の規定に違反した場合にあっては、当該違反した者又は事業者)に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないことによりその周辺地域の生活環境に著しく支障が生じるおそれがあると認めるときは、期限を定め、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第11条 市長は、前条第2項の命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、当該公表に係る者又はその代理人に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。